

令和4年9月26日現在

講習名	月 日	受講費(円) (受講料+テキスト代+税込)	令和4年					3月
			10月	11月	12月	1月	2月	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		満席				22～24日
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180	満席		満席		21・22日	
	石綿作業主任者技能講習	15,180		満席		19・20日		9・10日
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	9,810					27日	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630	27・28日				9・10日	
	衛生推進者養成講習	9,900		18日		16日		2日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		7・8日		24・25日		6・7日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500					7日	
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)19,000 (非会員)22,000	5～7日		7～9日		15～17日
		第2種2日	(会員)16,140 (非会員)19,140	5・6日		7・8日		15・16日
		特例第1種1日	(会員)9,400 (非会員)10,400	7日		9日		17日
その他安全衛生講習	総括安全衛生管理者講習	(会員)10,400 (非会員)12,400	21日					
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)	無料 【しおり代、715円】						
	初級衛生管理者実務講座(未定)	(会員)4,320 (非会員)6,320						
人事労務講習等	年金講座【2回セット】	(会員)7,650 (非会員)10,650			5日 12日			
	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200		15日 22日				
	社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】	(会員)7,760 (非会員)10,760	4日 11日					
	女性関連セミナー(未定)	無料						

※講習等の日程及び内容に関しては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)
 ※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。
 ※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

働き方改革関連法に関する説明会のご案内

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するためには、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等が必要不可欠であり、これらを実現するための関連法案が平成30年6月29日に成立しました。

このうち、今回改正された労働基準法及び労働安全衛生法には、

- 1) 時間外労働の上限規制
 - 2) 中小企業に対する月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し
 - 3) 労働時間の客観的な把握促進
 - 4) 年次有給休暇の取得促進
 - 5) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設
 - 6) 産業医の活動環境の整備等と面接指導制度の見直し
- が含まれており、特に、1) 時間外労働の上限規制については、臨時的な特別の事情がある場合として労使が時間外労働に関する協定(36協定)を締結した場合の時間外労働に法律上の上限(罰則付き)が設けられたことについて、その趣旨や内容の周知徹底を図る周知徹底を図る必要があります。

このため、本事業においては、時間外労働の上限規制も含めた改正労働基準法及び改正労働安全衛生法の施行(適用猶予業種の時間外労働の上限規制については令和6年4月から適用)に伴い、その内容を広く国民に周知するとともに、36協定届出事業場等の労務管理者等を対象として、時間外労働の上限規制等を周知するための説明会を開催いたします。

【令和4年度 36協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業】

<https://www.36kyoutei2022.com/>



中央労基協 Report 令和4年10月

令和4年度 中央健康推進大会開催される!



令和4年9月15日、中央区の銀座プロッサムにおいて、中央労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田区文京分会、東京中央地域産業保健センター、一般社団法人富坂産業協会、一般社団法人文京区商工協会の共催により令和4年度中央健康推進大会が開催されました。

3年ぶりの開催となりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じながら開催いたしました。

第1部では主催者を代表して中央労働基準監督署の稲員署長及び公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の本荘支部長によるあいさつに続き、東京労働局長表彰受賞2社及び個人1名の披露と中央労働基準監督署長から10社及び個人2名に対して安全衛生表彰が行われました。

第2部では全国労働衛生週間実施要綱等について、中央労働基準監督署の浅井産業安全専門官による説明があり、「主唱者(厚労省・中災防)、協賛者の実施事項」、「実施者(事業者)が準備期間中及び全国労働衛生週間に実施する事項・継続的に実施する事項」、「過重労働による健康障害防止対策」、「メンタルヘルス対策の推進」及び「新型コロナウイルス対策」等について説明がありました。

特別講演に先立ち、警視庁組織犯罪対策部国際犯罪対策課から「外国人を雇用する場合の留意点」の説明がありました。

特別講演として、国際医療福祉大学の齋藤照代教授から「テレワークにおける健康管理」と題して、自宅勤務における作業及び作業環境、健康に係る課題について、メリット・デメリットを入れた特別講演がありました。

今回は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、規模を縮小しての開催となりましたが、アフターコロナの社会情勢に対応する講演について御参加の皆様のご関心は高く、大会は盛況のうちに終了しました。



稲員署長



本荘支部長



浅井専門官



警視庁緒方警部補



齋藤教授

「令和4年度 安全衛生表彰」が行われました

令和4年度中央健康推進大会において、「令和4年度 安全衛生表彰」が行われました。初めに「東京労働局長表彰受賞者」披露が行われ、続いて、中央労働基準監督署長表彰が行われました。それぞれ表彰を受けられた皆様は、次のとおりです。(敬称略)



署長表彰の皆様



局長表彰受賞者の皆様

令和4年度 中央労働基準監督署長表彰受賞者名簿

事業場

(継続事業場)

- 株式会社東京ドームスポーツ 本社・東京ドームシティ事業場
- フクダ電子株式会社
- 平成ビルディング株式会社
- 株式会社ミルックス

(有期事業場)

- 株式会社鴻池組 東京本店
(仮称)湯島3丁目計画新築工事
- 五洋建設株式会社 東京建築支店
豊海流通配送センター新築計画
- 佐藤工業株式会社 東京支店
丸ノ内線後楽園駅付近石積み擁壁耐震補強工事
- 新日空・東テック建設共同企業体
中央区立京橋築地小学校及び中央区立京橋朝海幼稚園大規模改修工事(機械設備工事)
- 松井建設株式会社 東京支店
中央区築地6丁目計画新築工事
- 株式会社森組 東京本店
(仮称)千代田区飯田橋一丁目計画新築工事

個人

- 國井 政治 (建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者)
- 齊藤 建 (建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者)

令和4年度 東京労働局長表彰受賞者名簿 (管内分披露)

優良賞

- 大成建設株式会社 東京支店
馬場先通り地下接続工事

奨励賞

- 株式会社拓和 本社

安全衛生推進賞

- 高野 松寛 (建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者)


第13次東京労働局労働災害防止計画 推進中!

参加費
無料!!

産業保健フォーラム IN TOKYO 2022

イキイキ働ける職場に向けて みんなでサポート職場復帰

日時 令和4年10月12日(水) **開場** 10:20

場所 ティアラこうとう (江東区住吉2丁目28番36号)

定員 600名 (感染症対策として参加人数を制限させていただきます。)

10:50 主催者あいさつ

11:00~12:20 **【特別講演】**
健康経営とメンタルヘルス (仮題)
産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授 森 晃爾 氏

13:50~14:50 **【事例発表1】**
事例で学ぶメンタルヘルス不調者対応の実務
~人事労務担当者や産業保健スタッフの連携が解決へのポイント~ (仮題)
弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏

14:50~15:40 **【事例発表2】**
産業医からみた安定した就労、職場復帰のサポートについて
~困難事例をどう防ぐか~ (仮題)
一般財団法人 全日本労働福祉協会 長濱産業医事務所 産業医 長濱 さつ絵 氏

15:40~16:00 東京労働局からのお知らせ

同時開催 | 健康測定コーナーもあります!

健康測定コーナー
相談コーナー
展示コーナー

(主催) 東京労働局 / (公社) 東京労働基準協会連合会 / 東京産業保健総合支援センター
 (後援) 東京都 / 特別区長会 / 東京都市長会 / 東京都町村会 / (公社) 東京都医師会 /
 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 / 全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会 / 他関係団体

申込先

公益社団法人 **東京労働基準協会連合会**

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
TEL 03-6380-8305

<https://www.toukiren.or.jp/shf2022.html>



申し込みは、Webでお願いします。

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。

各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

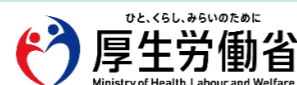
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



(R4.9.1)

全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署長 稲員 央



東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の会員の皆様には、平素より当署の業務運営に関し、格別の御理解と御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、今年も、10月1日から7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間とし、「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして、全国労働衛生週間を実施します。

同週間の実施にあたって、労働者の健康の確保に関する今日的課題について3点述べたいと思います。

第1点目は、過労死等防止に関してです。全国での令和3年度の過労死等事案の労災認定件数は、801件と高止まりしています。また、令和3年安全衛生調査（実態調査）によれば、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が多く、半数を超えています。過労死等を防止するためには、労働時間の適正把握とこれに基づく長時間労働の抑制及び「心の健康づくり計画」の策定と着実な実施などのメンタルヘルス対策の推進が必要です。

第2点目は、高齢労働者の就労に関してです。人生100年時代に向けて、高齢労働者が安心かつ安全に働ける職場環境づくりを推進していく必要があります。そのため、厚生労働省では、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）に基づいた対策を推進しています。ガイドラインでは、特に増加傾向にある高齢者の転倒・腰痛災害の予防に注目し、事業場の実情に応じた施設、設備及び装置等の改善並びに体力の低下等高齢労働者の特性を考慮した作業内容の見直し等を求めています。

第3点目は、病気の治療と仕事の両立についてです。近年、労働者不足の中、有能な労働者が、病気を理由に仕事を辞めざるをえない状況が懸念されています。そのため、厚生労働省では、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定し、職場において、病気をかかえた労働者が治療しながら、仕事を続けられるよう、企業における、休暇・勤務制度や社内体制の整備等を求めています。

各職場におかれましては、全国労働衛生週間にのぞんで誰もが安心して健康に働ける職場づくりを検討し、推進していきましょう。

全国労働衛生週間スローガン

あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場

本週間 令和4年10月1日から10月7日まで
準備期間 令和4年9月1日から9月30日まで

中央労働基準監督署からのお知らせ

東京都最低賃金

東京で働く、
全ての労働者に
適用されます！

令和4年
10月1日から

時間額

1,072円



要チェック！

業務改善助成金を

利用できます！

事業場内最低賃金を引き上げ、
設備投資を行った、

中小企業、小規模事業者の方に

設備投資費用の一部を**助成**します！

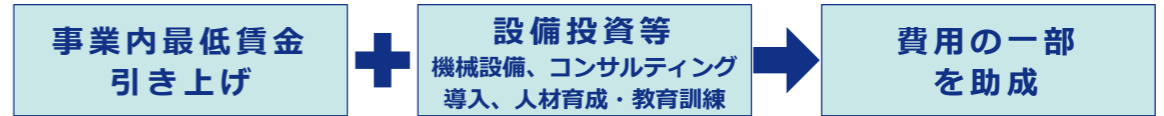
最低賃金に関するお問い合わせ
東京労働局賃金課
(☎ 03-3512-1614)

業務改善助成金に関するお問い合わせ
業務改善助成金コールセンター
(☎ 0120-366-440)平日8:30~17:15

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます
新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 <small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small>
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・ 売り上げ減少幅 : 「30%」→「15%」 ・ 売上等の比較対象期間 : 「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

*「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ

